

平成 29 年 1 月 25 日
金 融 庁

「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」の開催について

1. 趣旨

「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）においては、「コーポレートガバナンス改革は、引き続き、アベノミクスのトップアジェンダであり、今後は、この改革を『形式』から『実質』へと深化させていくことが最優先課題である。そのためには、機関投資家サイドからの上場企業に対する働きかけの実効性を高めていくことが有効」とされている。

この観点から、金融庁・東京証券取引所を共同事務局とする「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、企業と機関投資家の間の建設的な対話について議論が行われ、昨年 11 月 30 日、「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」と題する同会議の意見書が公表された。意見書においては、スチュワードシップ・コードの改訂が提言されており、これを踏まえてスチュワードシップ・コードを改訂することを目的として、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（以下、「検討会」という。）を開催する。

2. 構成

- (1) 検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 検討会の座長は、神作裕之教授（東京大学）とする。
- (3) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (4) 検討会は、原則として公開とする。
- (5) 会議の庶務は、金融庁総務企画局企業開示課において処理する。